

Q1 後期高齢者医療はどこが保険者が行うのですか？

A1 地方自治法第284条第3項に基づき広域的な事務を効率的に処理するために複数の地方公共団体により設置された特別地方公共団体が運営します。
本県においては、県内すべての市町村が加入して「茨城県後期高齢者医療広域連合」が設立され、後期高齢者の方々の医療保健制度を運営します。